

金利スワップ取引清算業務におけるカスタマーバッファ制度の導入等に係る制度要綱

2020年10月26日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

当社の金利スワップ取引清算業務において、清算委託者の預託担保不足時に担保に充当し債務負担棄却を抑制する目的で、受託清算参加者が事前に預託する担保（以下「カスタマーバッファ」という。）の制度など、クライアントを中心とする当社利用の更なる促進、及び当社清算サービスの利便性向上に資する諸制度の導入等のために、所要の制度整備を行う。

II. 概要

項 目	内 容	備 考
1. カスタマーバッファ制度の導入		
(1) カスタマーバッファ制度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ カスタマーバッファ制度は、当制度の利用を希望する受託清算参加者が利用できるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カスタマーバッファ制度の概念図は別紙1参照。 ・ 受託清算参加者が、金利スワップ取引清算業務システムで、清算委託者毎にカスタマーバッファの充当上限額を設定することで（(2)備考欄参照）、カスタマーバッファ制度の利用が可能となる。
(2) カスタマーバッファの充当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託清算参加者（カスタマーバッファ制度を利用する者に限る。以下本項において同じ。）は、当社に対してカスタマーバッファとして事前に当初証拠金を預託する。 ・ 清算委託者（アフィリエイト及びクライアント）の債務負担申請時に、清算約定（委託分）に係る債務負担時所要証拠金が不足している場合、カスタマーバッファとして預託されている担保が当該清算委託者口座に自動的に充当され、債務負担時所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ カスタマーバッファとして預託される当初証拠金は受託清算参加者の当初証拠金として位置付ける（(3)備考欄参照）。ただし、受託清算参加者はカスタマーバッファとして預託した担保を自己の取引に係る当初証拠金及び債務負担時所要証拠金の不足に充当することはできないものとする。 ・ カスタマーバッファの充当は、当社に債務負担申請

項 目	内 容	備 考
<p>(3) カスタマーバッファ ーとして充当可能な証 拠金</p>	<p>要証拠金不足は解消される。</p> <p>・カスタマーバッファとして充当可能な証拠金は、債務負担時 所要証拠金とする。</p>	<p>が到達した順に行う。また、受託清算参加者は、清算 委託者ごとにカスタマーバッファの充当上限額を 設定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託清算参加者は、清算委託者口座に充当されている カスタマーバッファ額については、返戻を求めるこ とはできない。 ・ 当初証拠金所要額及び日中証拠金所要額の計算によ り、清算委託者の預託担保が不足することが明らかと なった場合については、カスタマーバッファでの充 当は行わない。ただし、日中証拠金及び午後4時時点 の清算約定に基づき算出した当初証拠金所要額によ り、清算委託者の預託担保の過不足額を計算する上 では、直前の債務負担時点で充当済みのカスタマーバ ッファ額は担保残高として考慮し不足額を計算する (別紙2参照)。 ・ 午後7時時点の清算約定に基づき算出した当初証拠 金所要額により、清算委託者の預託担保の過不足額を 計算する上では、直前の債務負担時に充当されていた カスタマーバッファ額は受託清算参加者口座に戻 して計算する。ただし、午後7時時点にカスタマーバ ッファが充当されていた清算委託者が、翌営業日に 当初証拠金の不足を解消するまでの間は、受託清算参 加者は、当該清算委託者に充当されていたカスタマー

項目	内容	備考
<p>(4) カスタマーバッファ ーの適格資産及び管理</p> <p>(5) 受託清算参加者又は 清算委託者破綻時にお ける取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ カスタマーバッファとして預託可能な資産は、日本円とする。 ・ カスタマーバッファとして預託された資産は、信託銀行での金銭信託又は日本銀行の当座預金口座にて管理する。 ・ 受託清算参加者破綻時には、当該受託清算参加者が預託していたカスタマーバッファは、清算委託者口座に充当されているか否かにかかわらず、当該参加者の清算約定（自己分及び全ての委託分）の損失補填に利用する。 	<p>バッファ額を返戻を求めることはできない。（別紙2参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前営業日の午後7時時点の清算約定に基づき算出した当初証拠金の過不足額の計算において不足が生じていた清算委託者には、当該不足が解消されるまでの間は、カスタマーバッファは債務負担時所要証拠金に充当されない（別紙2参照）。 ・ ポジション移管、参加者提案型コンプレッション及びJSCC提案型コンプレッションに係る債務負担時所要証拠金の計算並びに一括コンプレッションに係る日中証拠金の計算においては、直前に充当されていたカスタマーバッファを担保残高として考慮し、計算する。 ・ 代用有価証券は対象外とする。 ・ 日本銀行での保管額には一定の上限を設ける。 ・ 受託清算参加者破綻時に清算委託者口座に充当されていた場合でも、当該充当先の委託分について生じた損失の補填にのみ限定して利用されるものではない。 ・ カスタマーバッファは受託清算参加者の当初証拠金として位置づけ、返還請求権は受託清算参加者が有す

項 目	内 容	備 考
	<ul style="list-style-type: none"> 清算委託者破綻時（受託清算参加者破綻時を除く。）には、カスタマーバッファは、破綻した清算委託者の口座に充当されていた場合であっても、委託清算約定について生じた損失の補填には利用されない。 	<p>る。ただし、受託清算参加者破綻時に破綻処理により利用された場合には、利用された額を返還請求権から減じる。</p>
<p>2. クライアントアディショナルマージン制度の導入</p> <p>(1) 制度概要</p> <p>(2) 制度の利用</p>	<ul style="list-style-type: none"> 受託清算参加者による顧客リスク管理の多様化に資するため、受託清算参加者と清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない者に限る。以下本項において同じ。）の事前合意に基づき、当該清算委託者の当初証拠金所要額の割増し（以下「クライアントアディショナルマージン」という。）を行う制度を導入する。 クライアントアディショナルマージンを利用する場合、受託清算参加者は、あらかじめ当社に対し、利用対象の清算委託者等を申請する。 当社は当該申請に基づき、当該清算委託者の当初証拠金所要額を割り増す。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の概要図は別紙3参照。 クライアントアディショナルマージン利用対象の清算委託者のほか、割増しに係る割増率、受託清算参加者と当該清算委託者がクライアントアディショナルマージン利用に合意している旨等の情報を提出する。 クライアントアディショナルマージンによる当初証拠金所要額の割増しについては、日中証拠金所要額及

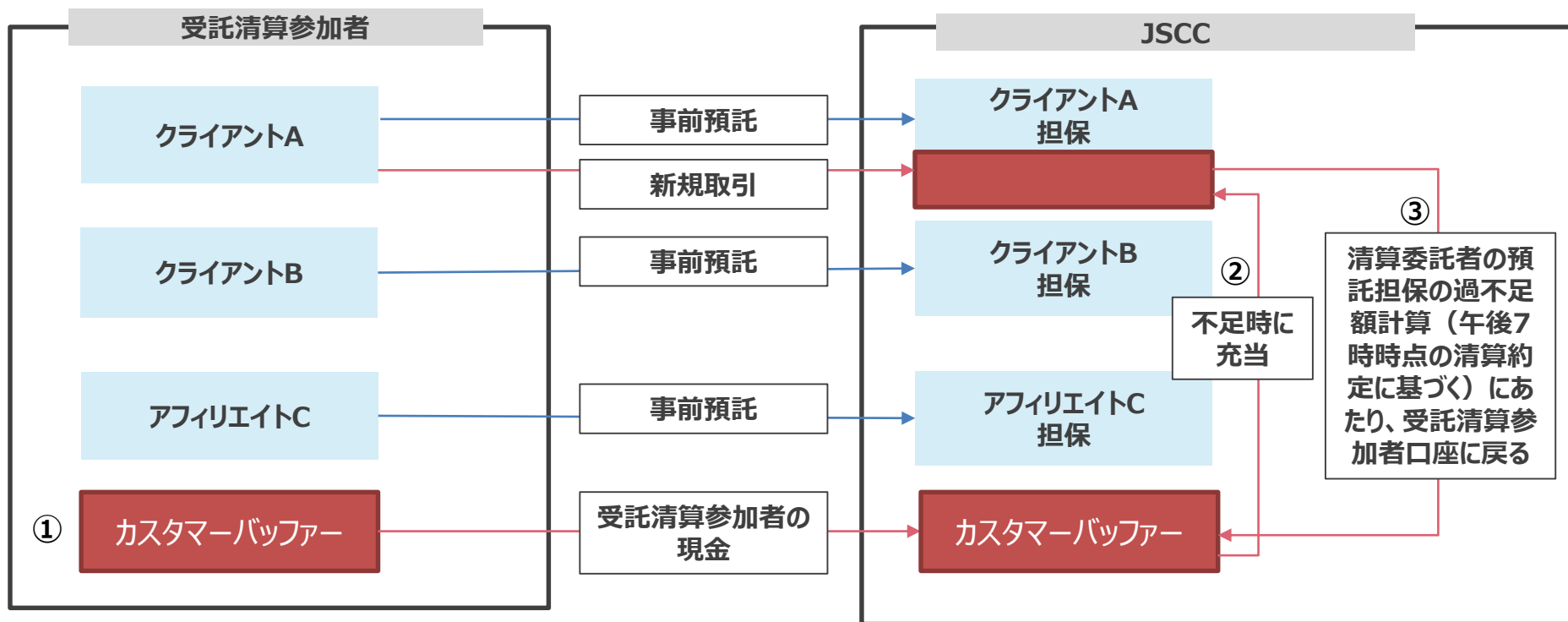
項目	内容	備考
<p>(3) 金利スワップ清算基金所要額への寄与</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託清算参加者がクライアントアディショナルマージンを利用することにより、担保超過リスク額が上位である清算参加者2社の担保超過リスク額の合計額が減少した場合、当該減少分（以下「減少総額」という。）の全部又は一部に相当する額（以下「割当減少額」という。）を、以下のいずれにも該当する清算参加者（以下「対象者」という。）のストレス時想定損失負担額（全ての清算委託者がクライアントアディショナルマージンを利用していないと仮定して算出したもの。）から減じたものを当該清算参加者の最終的なストレス時想定損失負担額として清算基金所要額を算出する。（別紙4参照） ✓ クライアントアディショナルマージンを利用することで当該受託清算参加者の清算委託者に係る当初証拠金の割増しが行われている場合 ✓ 担保超過リスク額（全ての清算委託者がクライアントアディショナルマージンを利用していないと仮定して算出した額）が上位である清算参加者2社に該当する場合 ・ 当社は、必要と認める場合、上記による減額後のストレス時想 	<p>び債務負担時所要証拠金に係る当初証拠金相当額の算出において、これを準用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該清算委託者の当初証拠金所要額計算において他の割増し措置が適用されている場合、当該措置による割増額とクライアントアディショナルマージンによる割増額を合算する。 ・ 各清算参加者に係るストレス時想定損失負担額と1億円のうちいずれか大きい額が、当該清算参加者の金利スワップ清算基金所要額となる。 ・ 対象者毎の割当減少額は、以下のうちいずれか小さい額とする。 ✓ 減少総額を、クライアントアディショナルマージンの利用により減少した各対象者の担保超過リスク額の減少額に応じて按分した額 ✓ 全ての清算委託者がクライアントアディショナルマージンを利用していないと仮定した場合に、各対象者について以下の計算式により算出される額 $\text{ストレス時想定損失負担額} \times \frac{\text{クライアントアディショナルマージン利用の委託取引口座に係る当初証拠金所要額の合計額}}{\text{自己取引口座及び委託取引口座に係る当初証拠金所要額の合計額}}$ <p>具体的な算出例は別紙5参照</p>

項目	内容	備考
	定損失負担額を臨時に変更することができる。	
3. 一括コンプレッションで利用する外部コンプレッションベンダーの追加	<ul style="list-style-type: none"> ・債務負担済取引の圧縮を実現する一括コンプレッションにおいて、外部コンプレッションベンダーに Quantile Technologies Limitedが提供する方法を新たに追加する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状の一括コンプレッションは、TriOptima ABの提供するtriReduceを用いた方法。 ・TriOpima社による一括コンプレッションとQuantile社による一括コンプレッションは別のサイクルにて実施する。 ・Quantile社による一括コンプレッションに係る清算参加者が当社に支払うコンプレッション手数料は、現行の一括コンプレッション手数料と同様とする。
4. バックロード取引の債務負担申請時刻の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の金利スワップ清算業務において、取引日から10当社営業日を経過して債務負担の申込みが行われた適格金利スワップ取引について、現行では、当社営業日の午後4時から午後8時の間に当該申込みが行われた場合に、バックロード取引として、翌当社営業日付での債務負担処理の対象としている。こうした、バックロード取引の要件となる債務負担申請時刻について見直しを行い、当社営業日の午後7時から午後8時の間へ変更する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スワップションの権利行使により成立した金利スワップに係る当社への債務負担申込みにおいて、権利行使日ではなくスワップションの取引日が当該金利スワップの取引日として扱われるところ、当該金利スワップの債務負担申込みが当社営業日の午後4時以降となる場合には、現行ではバックロード取引として翌当社営業日付で債務負担処理される。 ・見直しにより、スワップションの権利行使により成立した金利スワップについて、当社営業日の午後7時までに債務負担申込みされた場合には、当該当社営業日付で清算されることとなる。
5. 金利スワップ清算受託	<ul style="list-style-type: none"> ・当社が定める様式により締結される受託清算参加者及び清算 	<ul style="list-style-type: none"> ・「金利スワップ取引清算業務に関する業務方法書の

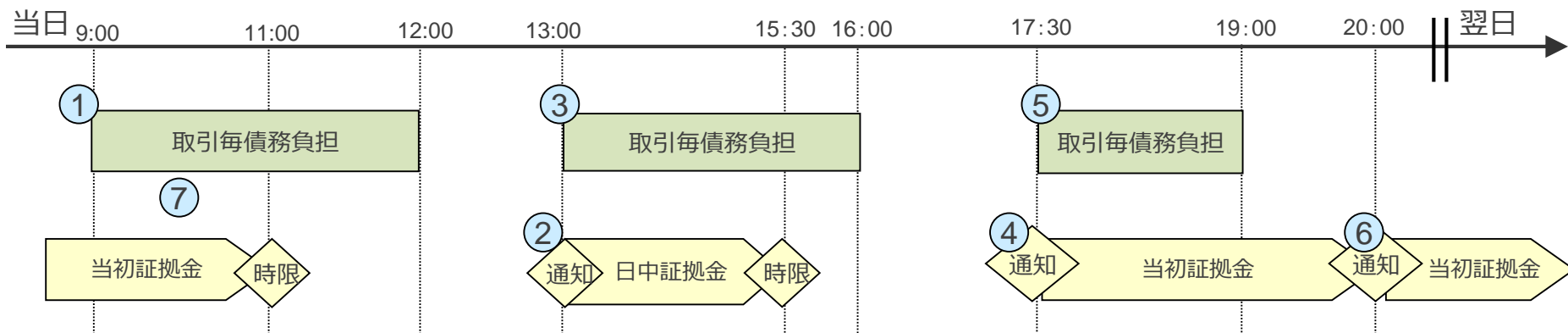
項 目	内 容	備 考
契約の自動変更について	委託者間の「清算受託契約」について、同契約の締結後に当該様式が変更された場合には同契約は当然に当該変更後の様式の内容に変更されることとし、その旨を清算受託契約の様式にも規定する。	取扱い」別紙様式第3号、同第3号の2 ・ 現行の様式に従った清算受託契約では、当社の制度変更等に伴って様式に変更が生じる場合、受託清算参加者及び清算委託者は、原則として、その都度清算受託契約の再締結又は変更契約を行う必要がある。 ・ 様式変更の内容及び時期について、当社から清算参加者に対して当該変更の施行日の1か月前までに通知する。当社から通知を受けた清算参加者は、その内容を速やかに清算委託者へ通知する。
6. 実施時期	・ 2021年第二四半期を目途とする。(金融庁長官の認可を前提とする。)	

以 上

- ① カスタマーバッファ制度の利用を希望する受託清算参加者は、カスタマーバッファ口座へ担保（現金）を事前預託
- ② 清算委託者の債務負担申請時に、清算委託者自身の担保が不足していた場合、自動的にカスタマーバッファ口座から当該清算委託者口座に担保を充当する（カスタマーバッファを充当したとしても担保が不足する場合は、充当は行わず、債務負担申請を棄却する。）。
- ③ 午後7時時点の清算約定に基づき算出した当初証拠金所要額により、清算委託者の預託担保の過不足額を計算する上では、清算委託者口座に充当されていたカスタマーバッファは、受託清算参加者のカスタマーバッファ口座へ戻る。



時間帯別顧客バッファの充当イメージ

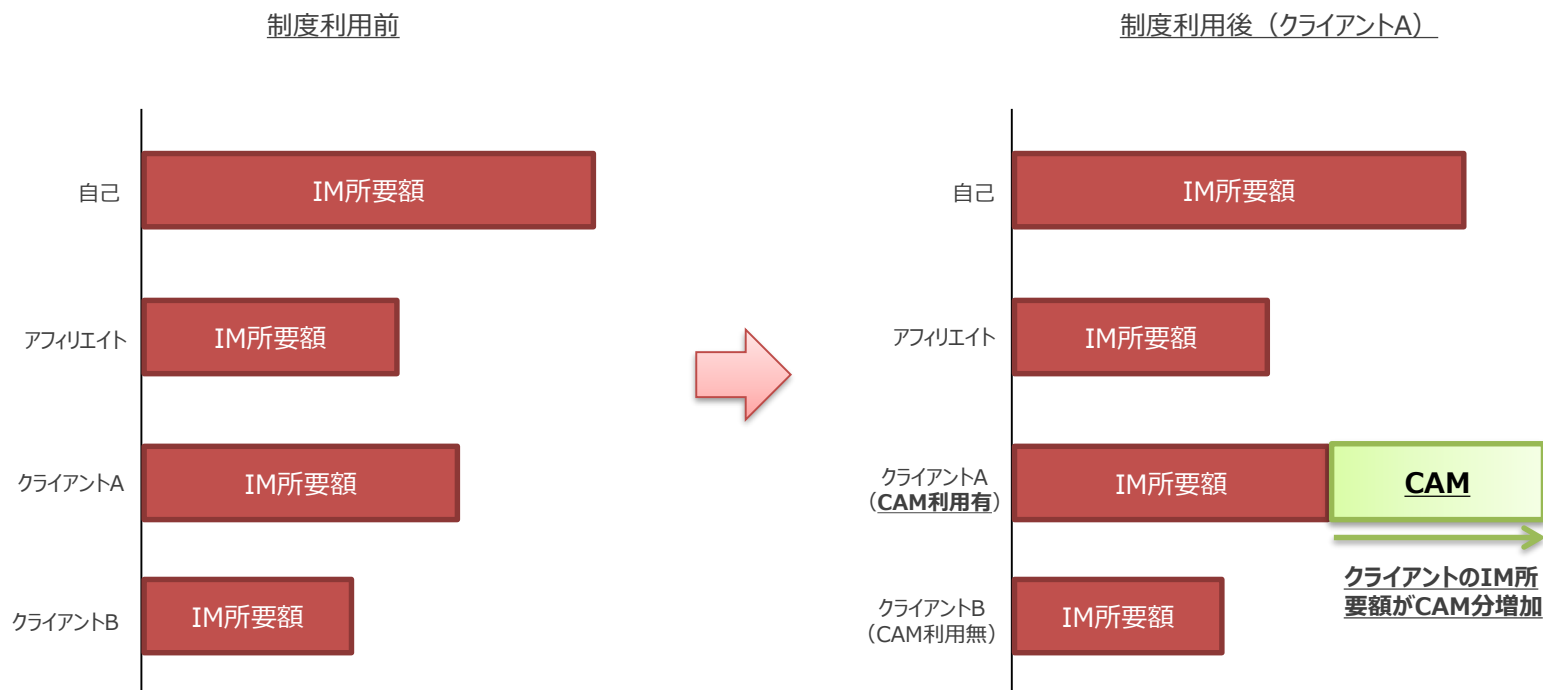


時間帯	顧客バッファの充当可否
① 9時～12時 取引毎債務負担	清算委託者口座の担保不足時に、顧客バッファが充当される。
② 13時 日中証拠金	JSCCは、12時時点で清算委託者口座に充当されている顧客バッファを引き継いだ状態で日中証拠金の過不足を判定し、不足が生じる場合には不足額の預託を求める。 (不足分には、顧客バッファの追加充当は行われぬ。)
③ 13時～16時 取引毎債務負担	清算委託者口座の担保不足時に、顧客バッファが充当される。 ②の時点で日中証拠金不足額の預託が求められていた場合であっても、清算委託者の債務負担申請に伴い顧客バッファが充当され、不足が解消する。
④ 17時半 当初証拠金	JSCCは、16時時点で清算委託者口座に充当されている顧客バッファを引き継いだ状態で当初証拠金の過不足を判定し、不足が生じる場合には不足額の預託を求める。 (不足分には、顧客バッファの追加充当は行われぬ。)
⑤ 17時半～19時 取引毎債務負担	清算委託者口座の担保不足時に、顧客バッファが充当される。 ④の時点で当初証拠金不足額の預託が求められていた場合であっても、清算委託者の債務負担申請に伴い顧客バッファが充当され、不足が解消する。
⑥ 20時 当初証拠金	充当されていた顧客バッファは受託清算参加者の口座に戻り、JSCCは顧客バッファを考慮しない状態で清算委託者口座の当初証拠金の過不足を判定し、不足が生じる場合には不足額の預託を求める。
⑦ 翌9時～11時 取引毎債務負担	⑥の時点で当初証拠金不足額の預託が求められている場合には、当該不足が解消されるまでは顧客バッファは充当されない。

クライアントアディショナルマージン制度の概要

- 清算委託者（受託清算参加者と同一の企業集団に含まれない者に限る。以下「クライアント」）が同意した場合には、当該クライアントの当初証拠金（以下「IM」）所要額の計算※において、掛目による一定の割増（クライアントアディショナルマージン（以下「CAM」））を行える。
- 適用するCAMの掛目は、クライアント毎に、クライアントと受託清算参加者の間で合意した値とする。
- 制度利用クライアント（および受託清算参加者）は、CAMによる割増後のIM所要額※について、JSCCに対する預託義務が生じることとなる。

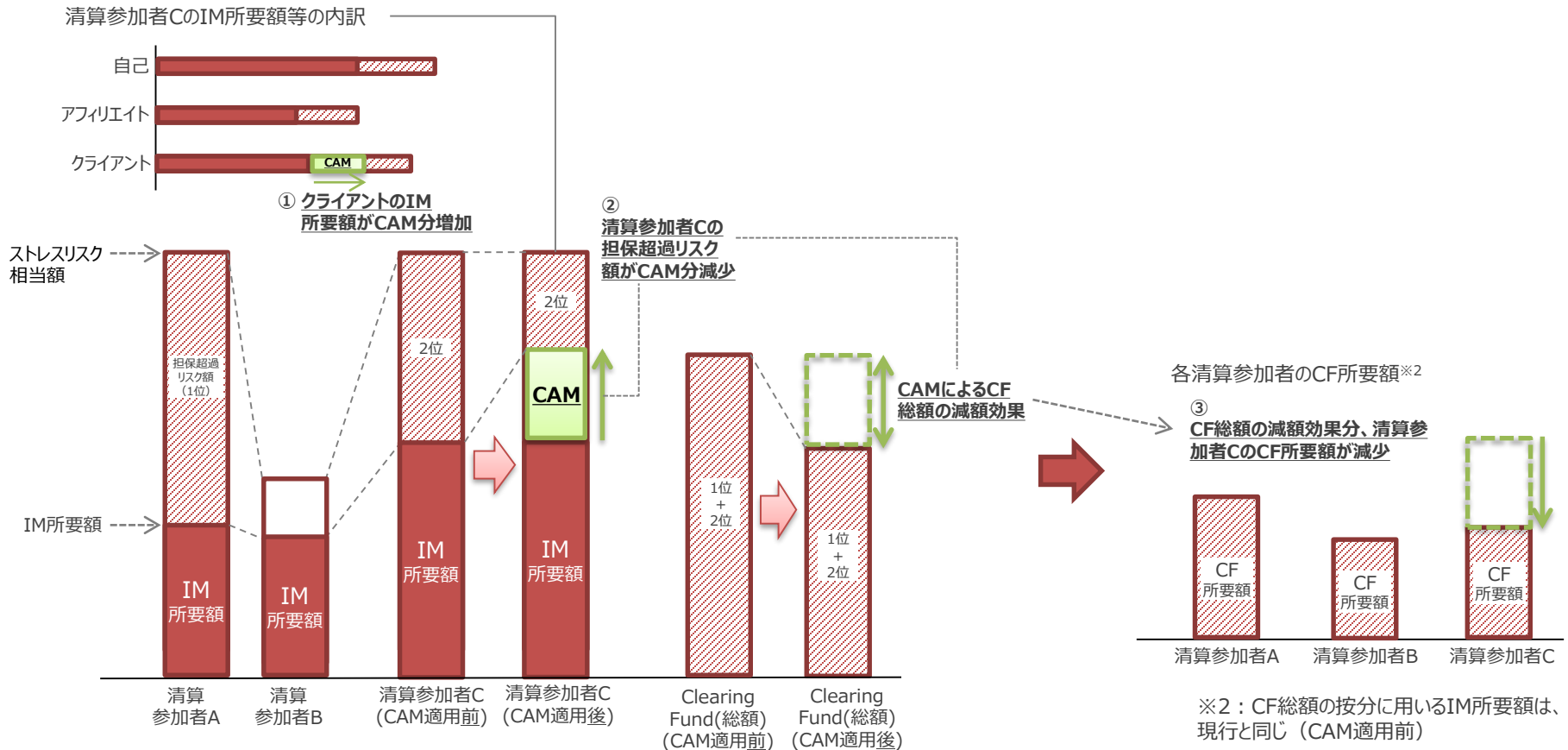
※：日中証拠金所要額、債務負担時所要証拠金の計算においてもCAMの掛目を適用する。



清算基金におけるクライアントアディショナルマージンの取扱い概要

- CAMにより、クライアントのIM所要額が増加することで、当該クライアントの担保超過リスク額※1が減少し、その結果、当該クライアント分を含めた受託清算参加者の担保超過リスク額も減少する。
- 当該受託清算参加者の担保超過リスク額が、清算基金（以下「CF」）の算出に係る上位2社に含まれていた場合、CF総額も減少する。
- CF総額が減少した場合、CAMの適用前後で算出したCF総額の差分（＝CAMによるCF総額の減額効果分）について、当該受託清算参加者のストレス時想定損失負担額（以下「CF所要額」）（CAM適用前）から減額する。

※1：担保超過リスク額 = ストレスリスク相当額 - IM所要額



(1) 複数の受託清算参加者がCAMを利用している場合について

- 複数の受託清算参加者がそれぞれのクライアントに対してCAMを利用することで、CF総額の減少に寄与した場合、CF総額の減少分を当該複数の受託清算参加者に配分して、その配分された額の方、CF所要額を減額する。
- **配分方法として、各受託清算参加者の担保超過リスクの減額量で按分する**

受託清算参加者※1	ストレスリスク相当額	IM所要額 (CAMによる増加額)	担保超過リスク額 (CAMによる減少額)	CF総額※2 (CAMによる減少額※3)	CF所要額 (CAMによる減少額)
CAM適用前					
受託清算参加者A	700	400	300	500	200
受託清算参加者B	500	300	200		150
受託清算参加者C	350	200	150		100
受託清算参加者D	250	100	150		50
CAM適用後					
A (CAM利用有)	700	600 (200)	100 (-200)	260 (-240)	40 (-160)
B (CAM利用有)	500	400 (100)	100 (-100)		70 (-80)
C (CAM利用有)	350	240 (40)	110 (-40)		100 (±0) ※4
D (CAM利用無)	250	100	150		50

CAM適用による担保超過リスク額の減少額 (A200:B100) によって按分

※1：受託清算参加者A～Dはいずれもクライアントを抱えているものとする。なお、ストレスリスク相当額、IM所要額、担保超過リスク額は、現行制度と同じく、いずれも自己・クライアント分の総額を示す。

※2：担保超過リスク額の上位2社合計（CAM適用前は参加者A・B、CAM適用後は参加者C・D）

※3：CAM適用による減少額とは、CAM適用前後のCF総額の差を意味する。

※4：受託清算参加者CはCAMによって担保超過リスク額が減少しているが、CAM適用前のCF総額算出時に担保超過リスク額上位2社に入っておらず、CF総額の減少への寄与は、受託清算参加者A、BのCAM利用に依存するものであるため、CF所要額の減額対象とはしない。

クライアントアディショナルマージンを踏まえた清算基金の具体的な算出方法 (2/2)

(2) CF所要額の減額範囲について

- 現在、受託清算参加者のCF所要額は、自己、各清算委託者のIM所要額の合算値を基に按分されていることから、当該CF所要額のうち、CAM利用クライアントのIM所要額に起因する分を超えて、該当受託清算参加者のCF所要額が減額されることは適当ではないと考えられる。
- **このため、担保超過リスク額の減少によりCF所要額の減額分として割り当てられた額のうち、実際にCF所要額の減額に寄与するのは、以下の式で示すとおり、当該受託清算参加者が負担するCF所要額(=CAM適用前CF)のうち、当該受託清算参加者のIM所要額合計額に占めるCAM利用クライアントのIM(=CAM適用前IM)所要額の割合を超えない範囲とする。**

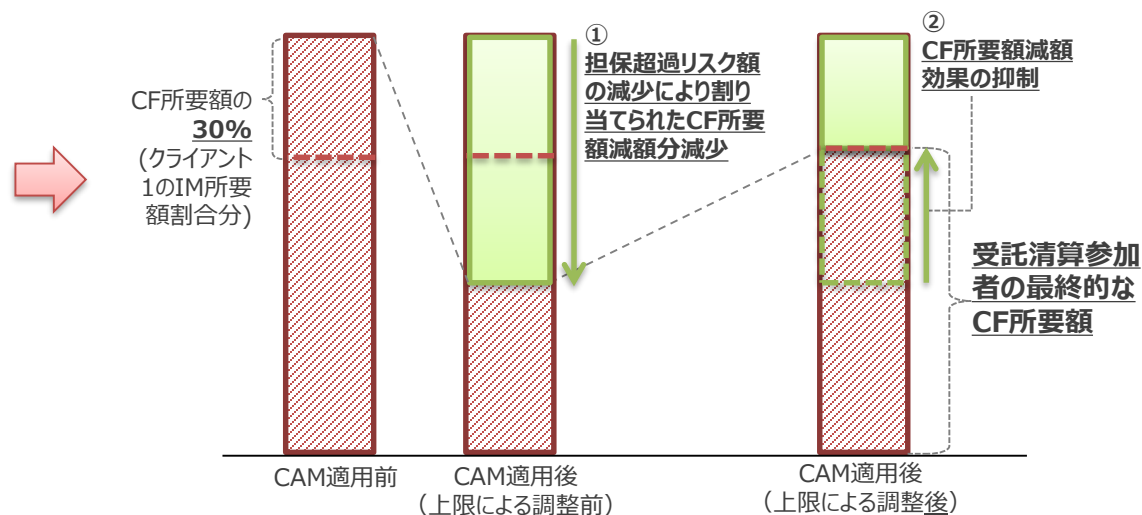
$$\text{実際のCF所要額減額の範囲} = \text{CF所要額(CAM適用前)} \times \frac{\text{CAM利用クライアントのIM所要額}^{\ast 1} \text{合計}}{\text{当該受託清算参加者のIM所要額}^{\ast 1} \text{合計}}$$

※1：CAM利用前のIM所要額

受託清算参加者のIM所要額合計額の内訳

	IM所要額割合
自己	40%
アフィリエイト	10%
クライアント1 (CAM利用有)	30%
クライアント2 (CAM利用無)	20%

受託清算参加者のCF所要額



- なお、リスク管理の観点から事後的な検証を行った結果、CAMによりCF総額が極端に小さくなる場合には、CF所要額減額効果をさらに抑止することも可能とする。